

日行連発第1405号  
平成30年3月16日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠 田 和 夫  
許認可業務部  
部長 矢 野 浩 司

### 軽自動車 OSS の開始と OSS 申請業務の推進について（周知）

既にご案内のとおり、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「軽自動車 OSS」という。）については、軽自動車検査協会において稼働開始へ向けた準備を進めており、平成31年1月には継続検査（対象地域は全国）、平成31年9月には新車新規検査（対象地域は平成30年9月に決定）にて運用が開始される予定となっております。

また、既に稼働している自動車関係保有手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）については、平成29年4月より、継続検査が全国47都道府県で運用を開始しているほか、新車新規登録、中古車新規登録、移転登録、変更登録、抹消登録等の手続についても、順次運用地域が拡大されているところです。

しかしながら、国交省によると、新車新規、継続検査等の手続の種別を問わず OSS の利用率は低迷しているのが現状です。特に行政書士の独占業務であるところの移転登録や変更登録については、ごく一部の利用に限られているとのことです。

行政手続の電子化の流れは避けては通れない時代の要請であり、政府も OSS をはじめとした電子申請手続の普及に積極的に取り組んでおります。また、適用除外となった手続以外の手続を報酬を得て業として行うことができるのは依然として行政書士に限られます。すなわち、行政書士が積極的に取り組まなければ、OSS 制度は普及しないということになります。行政書士には国家資格者として、大きな期待が寄せられており、行政書士制度の維持発展のためにも来年開始予定の軽自動車 OSS を含めて、OSS に積極的に取り組んでいく必要があります。

上記趣旨をご理解いただき、各単位会におかれましても、あらためて貴会会員の OSS 申請業務への積極的な関与を推進するようご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、中央研修所研修サイトにおいて、OSS 申請共同利用システム（AINAS）の操作などを解説した「OSS 申請業務研修」を公開しておりますので、ご活用くださるようお願いいたします。

以 上